#### 【参考】法定外目的税の手続き等について

#### 手続き等の概要(イメージ)

					( ř	約3ヶ月	])		(おお	むね1年	程度)	
検討委員会での検討	提言書手交	制度設計等	条例提案	条例可決	大臣協議申出		大臣協議終了	条例公布	周矢	山広報	など	条例施行

- 新設しようとする場合には、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。(地方税法第731条)
- 条例可決後,速やかに大臣協議を行い、協議終了後に条例を公布する。
- 宿泊税を導入している他都市の事例では、条例公布から条例施行するまでの期間は、半年から約1年となっている。
- 宿泊税を導入している他都市の事例では、条例施行(徴収開始)前に、 特別徴収義務者としての登録などの手続きを行っている。

# 【参考】宿泊税導入他都市の使途について

課税団体	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市
導入時期 (予定)	H14(2002)年10月	H29(2017)年1月	H30(2018)年10月	H31 (2019)年4月	R 1 (2019)年11月 予定	R 2 (2020)年4月 予定	同左
	国際都市東京の魅力を高めるとともに,観光の振興を図る施策に要する 費用	大阪が世界有数の 国際都市としたを 展してとる市でとこの 目指し、都市とと 目指高の が観光の に観光の に観光の で要する 間 用	国際文化観光都市 としての魅力を高 め,及び観光の振 興を図る施策に要 する費用	金沢の歴史、伝統、文化など固有とと固有ととあるととという。市民生活では、市民生活では、市民生活では、おいた持続可能ない。現代の振興を図るが、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に、大学に	世界に誇れるリゾ ート地として発展 していくことを目 指し、地域の魅力 を高めるとともに、 観光の振興を図る 施策に要する費用	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	観光振興に関する 施策を総合的かつ 効果的に推進し, もって福岡市経済 の健全な発展及び 市民生活の向上に 寄与する 費用
	これまでの実績 (H30年6月公表資料)	H30(2018)年度事業	H31 (2019)年度予算	H31 (2019) 年度予算	(想定される使途)	討会議報告書にて、 具体的な施策を進 めるにあたり、施 策の重複が生じな いよう市町村等と	(想定される使途)
	Wi-Fiやデジタルサ イネージなどの利 用環境の整備	Wi-Fi設置促進	観光地などの交通 対策など混雑対 策・分散化	まちなみや景観の 保全, 伝統芸能等 の支援・振興など	リフト・バス事業 者等の交通手段の 融合など域内交通 網の整備		MICE施設の利便性 等の向上,誘致体 制の強化
主な使途	観光案内所(都内 5 箇所)設置・運営	トラベルサービス センター大阪運営 費負担金	民泊の相談窓口運 営や,簡易宿所へ の査察など民泊対 策	インバウンド対策 の強化,宿泊施設 等のおもてなし力 の向上など	ニセコ・羊蹄山の 環境保全		Wi-Fiや観光案内所, 公衆トイレなど受 入環境整備
	観光スポット等を 記載したウェルカ ムカード(9言語10 種類)の作成	飲食店や宿泊施設 の多言語化対応な ど促進	災害時の対策やト イレ整備などの受 入環境整備	無電柱化の加速, 交通混雑の緩和, 旅行者の安全・安 心の確保など	防犯対策, 防災・ 防火対策などの安 心・安全なリゾー トの形成		ビッグデータを活 用したデジタル マーケティング
	海外に向けた観光 プロモーション	市町村が実施する 観光振興事業を支 援	宿泊施設の経営強 化やMICE誘致 対策など宿泊事業 者支援・宿泊観光 推進		自然環境及び景観 保全や観光ガイド 等の人材育成支援, DMOの強化など観光 インフラの整備	の核となる組 織体制の強化 ③市町村が実施 する観光振興 施策への財政	宿泊施設における トイレ整備などお もてなし環境づく り支援
	バリアフリー化の 推進	イルミネーション や芸術フェスなど 誘客事業の推進	京都の魅力の国内外への情報発信		2 次交通の充実な ど新幹線を意識し たまちづくり	的支援 について提言され ている。	
	MICE誘致活動の展 開		京町家の保全など 文化振興・景観の 保全				

# 【参考】宿泊税導入他都市の制度設計について

課税団体	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市
	①の宿泊行為	①②③の宿泊行為	①②の宿泊行為	①②の宿泊行為	同左	①②③の宿泊行為	①②の宿泊行為
	①旅館業法の許可 を受けて行う旅 館・ホテル営業 (簡易宿所,下宿 除く)に係る施設	①旅館業法の許可 を受けて行う旅 館・ホテル営業 若しくは簡易宿 所営業(下宿除 く)に係る施設	①旅館業法に規定 する旅館業(旅 館・ホテル,簡 易宿所(下宿除 く))に係る施設	①旅館業法の許可 を受けて行う旅 館・ホテル営業 若しくは簡易宿 所営業(下宿除 く)に係る施設	同左	①旅館業法に規定 する旅館業(旅 館・ホテル,簡 易宿所(下宿除 く))に 係る施 設	同左
課税客体	_	②住宅宿泊事業法 に規定する住宅 宿泊事業に係る 施設	②住宅宿泊事業法 に規定する住宅 宿泊事業に係る 住宅	②住宅宿泊事業法 の届出をして営 む住宅宿泊事業 に係る住宅	同左	②住宅宿泊事業法 に規定する住宅 宿泊事業に係る 施設	②住宅宿泊事業法 に規定する住宅 宿泊事業に係る 住宅
	_	③国家戦略特別区 域法に規定する 認定事業に係る 施設	-	_	_	③国家戦略特別区 域法に規定する 認定事業に係る 施設	-
課税標準	宿泊数	同左	同左	同左	宿泊料金	宿泊数	同左
 納税 義務者	①の宿泊者	①②③の宿泊者	①②の宿泊者	①②の宿泊者	同左	①②③の宿泊者	①②の宿泊者
徴収方法	特別徴収	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	1人1泊について、宿泊	白料金が		下記いずれかの 宿泊料金の2%	1人1泊について 一律	1人1泊について, 宿泊料金が	
£∺ <del>st/</del>	①1~1.5万円未満 :100円	①0.7~1.5万円未満 :100円	①2万円未満 :200円	同左	①1人1泊	①200円	①2万円未満 : 150円
税率	②1.5万円以上 :200円	②1.5~2万円未満 :200円	②2~5万円未満 : 500円	②2万円以上 : 500円	②1部屋1泊	② <b>独自に</b> 宿泊税を 課す市町村:100円	②2万円以上 : 450円
	_	③2万円以上 : 300円	③5万円以上 : 1,000円	_	③1棟1泊	③福岡市:50円	
収入見込	28.5億円 (H31(2019)予算)	19.8億円 (平年度見込)	41.6億円 (H31(2019)予算)	6.6億円 (H31(2019)予算)	3.8億円 (平年度見込)	18億円 (平年度見込)	18億円 (平年度見込)

### 【参考】宿泊税導入他都市の制度設計について

課税団体	東京都	大阪府	京都府 京都市	石川県 金沢市	北海道 倶知安町	福岡県	福岡県 福岡市
非課税 事項	1人1泊1万円未 満の宿泊	1人1泊7千円未 満の宿泊 ※R1(2019)年5月31 日までは,1人 1泊1万円未満 の宿泊	修学旅行その他学 校行事に参加する 者及びその引率者	-	①修学旅行その他 規則で定める学 校行事に参加し ているもの及び その引率者 ②倶知安町内で職 場体験を行うも の	_	
課税期間	条例施行後5年を 目途に見直しを行 うこととする規定 あり	同左	条例施行後5年を 目途にとせ あり ただし、条例施行に 時に、条例施行に 1年6ヶ上を 1年7 とと いてとと いてとと が に、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	条例施行後5年を 目途に見直しを行 うこととする規定 あり	同左	条例施行後3年を 目途に見直しを行 い,その後5年ご とに見直しするこ ととする規定あり	同左
	有	有	有	有	有	_	_
特徴 奨励金	納入額の ①条例施行後当初 5年度:3% ②平年度:2.5%	同左	同左	同左	同左		